# グッドデザイン・ニューホープ賞 応募要領

#### 1)目的

グッドデザイン・ニューホープ賞(GOOD DESIGN NEW HOPE AWARD)は、クリエイターを目指す各種専修専門学校・大学・大学院の学生、及び卒業・修了後間もないクリエイターのデザインに関する作品・プロジェクト・研究を審査・顕彰することにより、新たなクリエイティブ人材の発掘とキャリア蓄積を支援し、デザインを通じた新たな産業及び文化の発展に寄与することを目的とします。

#### 2) 主催者及び表彰者

- ①主催者 公益財団法人日本デザイン振興会
- ②表彰主体 公益財団法人日本デザイン振興会 会長

## 3) グッドデザイン・ニューホープ賞の理念

グッドデザイン・ニューホープ賞は、クリエイターを目指す各種専修専門学校・大学・大学院の学生、及び卒業・修了後間もないクリエイターによる「優れたデザイン」を選び推奨するとともに、その経験・知識の蓄積や活躍の場を提供することで人材育成に貢献し、今後デザインを学ぼうとする者や社会に対し優れた事例を示すことにより、その人材の裾野を拡げ、次なる社会に向けた「創造の連鎖」を生み出す基盤を強化する役割を果たします。 グッドデザイン・ニューホープ賞における「優れたデザイン」とは、本理念を体現するためグッドデザイン賞と共通の以下の理念を志向するデザインを対象とします。

人間(HUMANITY) もの・ことづくりを導く創発力

本質 (HONESTY) 現代社会に対する洞察力

創造 (INNOVATION) 未来を切り開く構想力

魅力(ESTHETICS) 豊かな生活文化を想起させる想像力

倫理(ETHICS) 社会・環境をかたちづくる思考力

## 4) グッドデザイン・ニューホープ賞の活動

グッドデザイン・ニューホープ賞は以下の活動から構成されます。

**発見**:募集・審査を通じて、クリエイターを目指す各種専修専門学校・大学・大学院の学生、及び卒業・修了後間もないクリエイターの新たな才能や発想の可能性を発見する活動。

**共有**:発表・顕彰を通じて、新たな才能や発想に対する社会の注目を集め、更なる研鑽や活躍の機会に結びつける活動。

**創造**: 受賞内容やその評価を社会へ共有することを通じて、クリエイターを目指す各種 専修専門学校・大学・大学院の学生、及び卒業・修了後間もないクリエイターの創作活 動を支援し、デザインを活用する人材の裾野を拡げ、創造基盤を強化する活動。

## 5) 用語の定義

各条項で使用される用語は、下記の内容を意味します。

- ① 「本賞」とは、グッドデザイン・ニューホープ賞(GOOD DESIGN NEW HOPE AWARD)をいいます。
- ② 「知的財産権」とは、発明、考案、意匠及び商標の各産業財産権及び著作権ならびに ノウハウに関する権利をいいます。「産業財産権」には発明、考案、意匠及び商標及 び特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行なう権利(商標 登録出願により生じた権利)を含みます。
- ③ 「創作等」とは、知的財産権の発明、考案、意匠の創作及び著作物の創作をいいます。
- ④ 「職務著作等」とは、会社の従業員など従業者が職務上行った発明、考案、意匠及び 著作物の創作をいいます。
- ⑤ 「作品等」とは、作品、プロジェクト、研究等で応募カテゴリー(グッドデザイン・ ニューホープ賞開催要領参照)に該当するデザインをいいます。
- ⑥ 「開催要領」とは、別途定める「グッドデザイン・ニューホープ賞 開催要領」をいいます。
- ⑦ 「マーク使用規定」とは、別途定める「グッドデザイン・ニューホープ賞マーク使用 規定」をいいます。
- ⑧ 「本賞マーク」とは、「グッドデザイン・ニューホープ賞(GOOD DESIGN NEW HOPE AWARD)マーク」をいいます。

## 6)応募者資格、応募対象

## 6-1 応募者資格

応募者の条件は、以下の通りとします。

- ① 応募者は、個人またはグループとし、実施年度の4月1日時点で個人またはグループの全員が日本国内の各種専修専門学校・大学・大学院に在籍しているか、実施前年度の6月1日以降に卒業・修了した者とします。
- ② 複数人により共同で創作等を行ったグループによる作品等を応募する場合は、グループを構成する全員の同意が必要です。応募の際には創作等に関わった全員の氏名及び居所を記載してください。また連絡等のため代表者を定めてください。(注1)

## 6-2 応募対象

応募対象の条件は、以下の通りとします。

- ① 応募対象は応募者が独自に各種専修専門学校・大学・大学院において創作等した作品等で、実施年度の本賞受賞発表日に公表できるものとします。
- ② 教育機関において授業または卒業制作、論文(引用文献を除く)により創作等された作品等を応募する場合で、作品等の一部(プレゼンテーション等の説明用資料を含む)に第三者の著作権や肖像権等の知的財産権の権利処理(使用許諾や権利譲渡など)を行っていない内容を使用しているものは、応募しようとする作品等から当該内容を除外するか、第三者から使用許諾を受けるなどの適切な権利処理を行った上で応募してください。(注2)
- ③ 教育機関において授業またはプロジェクト等で産学連携において創作等された作品 等を応募する場合は、当該作品等に関する産学連携の契約の有無を確認し、契約があ る場合は、応募禁止や秘密保持義務など応募できない条件が存在しないか、または知 的財産権の譲渡がなされていないかなど、応募に問題がないことを十分確認して応 募してください。
- ④ 応募者(グループの場合は創作者等各個人ごとについて)が会社等の法人に就職し、 応募しようとする作品等に職務発明・職務著作等(法人のノウハウ等含む)を使用し ているものは、法人等から職務発明・職務著作等の許諾等を得た上で応募してくださ い。
- ⑤ 応募対象が日本の法律や公序良俗に反するなど、本賞の趣旨や目的に合致しないと 主催者が判断する場合は、審査対象外とします。

# 7) 応募等

#### 7-1 応募手続き

応募者は、主催者が用意する専用ウェブサイトを通じて、応募しようとする作品等や応募者の登録等の所定の手続きを行います。応募期間は開催要領に定めます。

なお、主催者は、応募しようとする作品等が 6) に規定する条件を満たさないと判断する 場合は、応募を受理しない場合があります。

#### 7-2 同一作品等の複数カテゴリーへの応募について

同一の作品等を複数のカテゴリーに応募することはできません。

## 7-3 応募点数について

同一年度に同一(グループの場合は、構成する全員が同一)の応募者が応募できる点数は 1 点とします。

## 7-4 応募者の義務

本賞の応募にあたり、応募者は以下の義務を負うものとします。

- ① 審査委員会が希望する審査資料の提出
- ② 応募対象が本賞を受賞した場合の公開用情報の提供
- ③ 応募者資格及び応募対象の各条件を充足していない可能性等がある場合、主催者からの確認通知に対して、応募者は一定期間内に応答等を行うこと

#### 7-5 応募対象の取下げ及び失格

- ① 応募者は、応募対象の公開が困難となった場合、応募手続き完了後から受賞発表日の 前日までの期間であれば、応募を取り下げることができます。この場合、応募者は主 催者に、電子メール等の文書により取り下げの連絡を行います。
- ② 応募者が本応募要領に定める事項に違反した場合または 7-4 の応募者の義務を履行しなかった場合、主催者は当該応募対象を失格とします。

## 7-6 応募等に関わる費用

本賞の審査料、受賞作品一覧ウェブサイト掲載料は、2024 度は全て無料です。本賞マークの使用料は期間制限なく無料です。

## 8) 審査及び受賞

#### 8-1 審査

- ① 主催者は、応募者により登録された応募対象の情報をもとに審査対象として登録された資料の出力及び映像・スライドデータ等の出力を行い、本賞審査委員会はこれに基づいて非公開で審査を行います。審査期間は開催要領に定めます。
- ② 審査は応募時に応募者が選択した応募カテゴリーに則して行いますが、審査委員会の判断により予告なく応募カテゴリーを変更する場合があります。
- ③ 応募対象について、審査体制が十分に整わない等の理由により審査委員会が審査不可能と判断する場合があります。この場合、主催者は当該応募対象を審査から除外し、その旨を応募者に速やかに通知します。

#### 8-2 審査後の手続き等

主催者は入選以上の応募者に対し、開催要領に定める日に審査結果を電子メールにて通知します。また、受賞対象については、審査によって得られた「評価のポイント」を公開します。

#### 8-3 受賞発表後の手続き等

① 受賞発表

主催者は開催要領に定める受賞発表日に、当年度の受賞対象及び特別賞を、プレスリ

リース及びウェブサイトを通じて発表します。応募者による受賞に関する情報発信 は受賞発表日以降とします。

② 本賞マークの使用

受賞者は受賞発表日以降、本賞マークを本賞の目的に則して使用することができます。使用方法については「マーク使用規定」を遵守してください。なお、本賞マークは受賞対象が商品化された際に、商品等に使用することはできません。

③ 受賞プロモーションの実施

主催者は受賞発表日以降、受賞プロモーション・イベントを実施します。 受賞者は、これらの受賞対象プロモーション・イベントの開催に協力するものとします。

④ 表彰状の贈呈

主催者は、全ての受賞対象に対し、1受賞対象につき1枚の表彰状を贈呈します。また、本賞特別賞受賞対象には開催要領に定める副賞を贈呈します。

⑤ 情報の公開

主催者は、受賞対象等について応募者から提供された応募対象等の情報のうち、「公開」と記載されている項目について以下の媒体により情報公開を行います。公開項目は、審査結果通知後に確認・登録することができます。それ以外の項目に記載された情報については非公開とします。

## 本賞公式ウェブサイト 「受賞作品」

対 象 実施年度受賞対象

時 期 実施年度受賞発表日以降

- ⑥ 公開情報については、受賞発表日以降、グッドデザイン賞及び本賞の広報活動等に使用することがあります。ただし、主催者は、主催者が必要であると判断した場合は公開時期や方法について適宜変更することがあります。
- (7) 主催者は公開情報において、全ての受賞対象の評価理由を公開します。
- ⑧ 主催者、審査委員及び審査会等業務の関係者は、応募対象についての非公開情報や審 査等を通じて得られた秘密情報について、以下の情報を除き守秘義務を負います。
  - I. 開示を受けた時点で既に公知の情報
  - II. 開示を受けた時点で既に所有していた情報
  - III. 応募対象の秘密情報を利用することなく、主催者等が独自に取得または創作等した情報
  - IV. 開示を受けた後に、主催者等の責によらず公知または公用となった情報

## 8-4 受賞の取消し

主催者は本賞の受賞者または受賞対象等が、受賞発表後に以下に定める事項に違反または事実が判明した場合は、主催者はその受賞を取り消すことができます。

- ① 本応募要領、開催要領、及びマーク使用規定に定める事項に違反した場合。
- ② 受賞作品等が、その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合。
- ③ 受賞作品等が、第三者の知的財産権を侵害していることが裁判または当事者間で合意され、確定した場合。
- ④ 受賞者及び受賞作品等に暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等 が関係している場合。

## 9) 応募に関する留意事項

#### 9-1 知的財産権等

- ① 応募対象に関する全ての知的財産権は応募者に帰属します。なお、応募者は必要に応じて産業財産権の保全を行ってください。
- ② 主催者はグッドデザイン賞及び本賞の審査及び受賞対象等の告知・広報等を含めた活動に限り、受賞対象等の情報及び著作物を使用できるものとし、応募者はこれに同意するものとします。
- ③ 主催者は本賞の目的に照らして必要と認められる場合は、受賞対象等の情報及び著作物の改変等や部分的な使用をできるものとし、応募者はこれに同意するものとします。

## 9-2 審査情報の取扱い

主催者及び審査委員会は、個別の応募対象等が受賞に至らなかった理由等の開示請求に応じません。

#### 10) 応募対象等に関するトラブルの解決及び責任

応募対象等に関する応募者資格、知的財産権、品質、性能、安全性等の問題及びこれらの問題から生じる損害賠償等の一切の責任は応募者が負うものとし、主催者は一切関与せずその責任を負いません。

(注1) グループの作品等は創作等に関わった全員の共有知的財産権(著作権の場合は共同著作物。分離不可)、集合著作物(オムニバスのようなパート分けした内容。分離可能)、結合著作物(歌詞と楽曲のように一体的なものとして創作した内容。分離可能)です。例えばイラスト、文章、音楽等により構成される作品等はそれぞれ創作者に著作権がありますので注意してください。また個人の応募であってもイラスト、文章、音楽等を第三者に創作してもらいそれらを使用しているものは第三者から著作権の譲渡や許諾が必要です。

(注2)教育機関の授業の過程においては、必要な範囲で許諾なく著作物を複製することができますが、本賞の応募では使用できません。使用許諾を受けていない著作物は応募対象か

ら除外するか、使用許諾を受けるなど適切な権利処理を行ってください。なお、使用がフリーとされている著作物であっても個人的使用以外は許諾が必要であったり、著作者の氏名表示義務が明記されていたりなど、一定の使用条件が課されている場合があります。応募の際は再度確認してください。

2024年3月15日 公益財団法人日本デザイン振興会